

令和元年度 復興まちづくり事前準備 担当者会議

復興まちづくり事前復興の必要性 と重要性について

2020年1月20日

東京都立大学名誉教授／明治大学研究推進員

NAKABAYASHI Itsuki

中 林 一 樹

自己紹介

- ・ **中林一樹**（なかばやし いつき） nakaba47@meiji.ac.jp
- ・ 明治大学 研究・知財戦略機構 研究推進員
- ・ 首都大学東京・東京都立大学 名誉教授（工学博士）
- ・ 日本災害復興学会 特別顧問（前会長）
- ・ 自治体危機管理学会・地域安全学会・都市計画学会 理事（元）
- ・ 内閣官房・ナショナルレジリエンス懇談会 委員
- ・ 東京都・火災予防審議会 会長／震災復興検討会議 座長 他
- ・ 中越防災安全推進機構 理事長
- ・ 阪神・淡路大震災記念・人と防災未来センター 客員研究員
- ・ 防災功労者内閣総理大臣表彰（2014）
- ・ 南三陸町復興計画策定委員会副委員長
- ・ （伊豆）大島町土砂災害復興計画策定委員長
- ・ 「災害対応ハンドブック」法律文化社（共編著2016）
「災害発生時における自治体組織と人のマネジメント」第一法規（共著2018）など多数

1. 荒ぶる21世紀と日本の地域社会

- 自然災害が続発する“**荒ぶる21世紀！**”
 - ・ **大地動乱**……多発する大震災・火山噴火
 - ・ **大気乱流**……多様化する気象・超巨大台風
 - ・ **大水氾濫**……多発する豪雨・土砂災害・洪水
- 要支援者が増大する“**脆弱化する地域社会！**”
 - ・ **高齢社会**……高齢者比率が急増する社会
 - ・ **国際化**……外国人が激増する国際社会化
 - ・ **コミュニティの崩壊**……地域の人間関係の喪失
- **高齢者が犠牲者の8割以上を占める時代**
 - ・ 水害も震災も、直接死も関連死も“**高齢者**”！

多発する最近の地震災害・風水害とその複合災害化

発生日	災 害	M	最大震度	死者・不明者(関連死)	負傷者	全壊・全焼・床上	半壊
1995.1.17	阪神・淡路大震災	7.3	7	5,516人(921人)	43,792人	111,941棟	144,274棟
2004.9.4～8	平成16年台風18号	—	—	45人	1,301人	1,707棟	848棟
2004.9.20～21	平成16年台風23号	—	—	98人	555人	15,232棟	7,776棟
2004.10.23	新潟県中越地震	6.8	7	16人(52人)	4,805人	3,184棟	13,810棟
2004.12～05.3	豪雪* ¹	—	—	86人	758人	55棟	5棟
2007.7.16	新潟県中越沖地震	6.8	6強	11人(4人)	2,346人	1,331棟	5,709棟
2011.3.11	東日本大震災* ²	9.0	7	18,551人(3,723人)	6,233人	121,995棟	282,939棟
2011.8.30～9.5	平成23年台風12号* ³	—	—	98人(6人)	113人	5,879棟	3,159棟
2014.8.19～20	広島土砂災害* ⁴	—	—	77人(3人)	68人	1,265棟	217棟
2016.4.16	平成28年熊本地震* ⁵	7.3	7(2)	50人(223人)	2,809人	8,667棟	34,719棟
2016.8.30	平成28年台風10号* ⁶	—	—	29人(4人)	14人	518棟	2,560棟
17.6.30～7.4	九州北部豪雨* ⁷	—	—	44人(1人)	39人	338棟	1,323棟
2018.6.18	大阪府北部の地震* ⁸	6.1	6弱	5人(1人)	462人	21棟	454棟
2018.6.28～9	西日本豪雨災害* ⁹	—	—	232人(15人)	456人	6,758棟	19,445棟
2018.9.4-5	平成30年台風21号* ¹⁰	—	—	14人	943人	26棟	254棟
2018.9.6	北海道胆振東部地震* ¹¹	6.7	7	41人(2人)	782人	469棟	1,660棟
2019.10.12-13	令和元年台風19号* ¹²	—	—	102人(2人)	484人	15,898棟	24,998棟

*1今冬の雪の被害状況等2005.3.23 *2東日本大震災2018.9.7第158報 *3平成23年台風12号2017.8.29最終報 *4広島土砂災害2016.6.24第47報
 *5熊本地震2018.10.15第120報 *6平成28年台風10号2017.11.8第43報 *7平成29年九州北部豪雨2018.6.1第76報 *8大阪府北部の地震18.11.6第30報
 *9平成30年7月豪雨2018.11.6第58報 *10平成30年台風21号18.11.2第8報 *11北海道胆振東部地震2019.8.20第35報
 *12令和元年台風19号2019.12.12第63報 ★関連死は朝日新聞19.1.28 参照

2. 東日本大震災にみる「災害復興」 津波被災者の「復興感」・「回復感」調査から

- 行政的視角は「復興の進捗」を「復興事業の進捗」だが、
- 本研究の焦点は、以下の2点である。

「被災者にとっての復興とは何か」

「どのように被災者の復興は進むのか」

- しかし、被災状況も属性も異なる被災者の「復興の進捗」をとらえる“客観的な指標”はない、と考え、
- 被災者の回復・復興を、**主観的な自己評価**で把握した。
- ① **生活復興感**: あなたの生活全般の“望ましい生活”に対して、
現状は何%くらいの復興だと思いますか？
- ② **生活回復感**: 震災前に比べ、現在の状況は何%くらいの回復
だと思いますか？

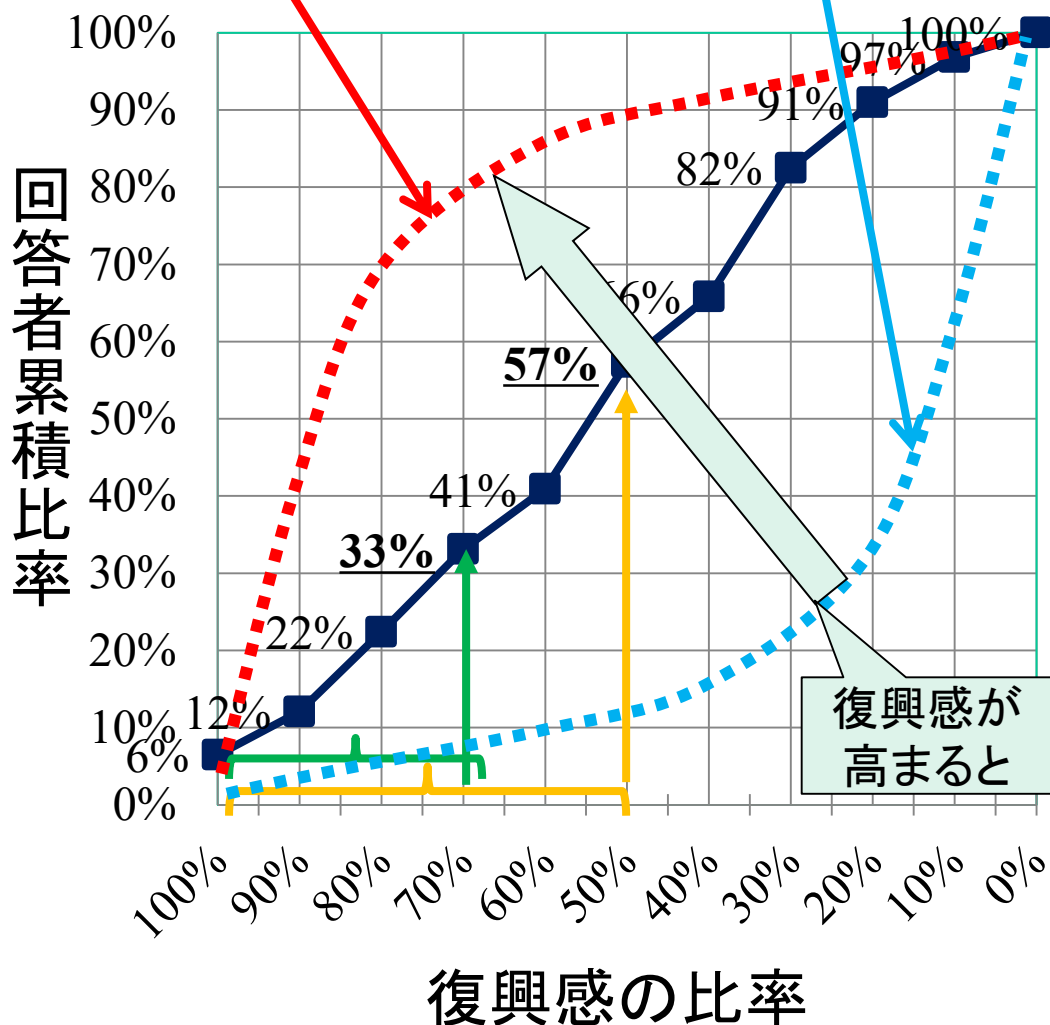
● 東日本大震災・津波被災者の「復興感」と復興進捗の基本方向

復興感の高い人が
多い
＝復興が進んでいる

復興感の高い人が
少ない
＝復興が遅れている

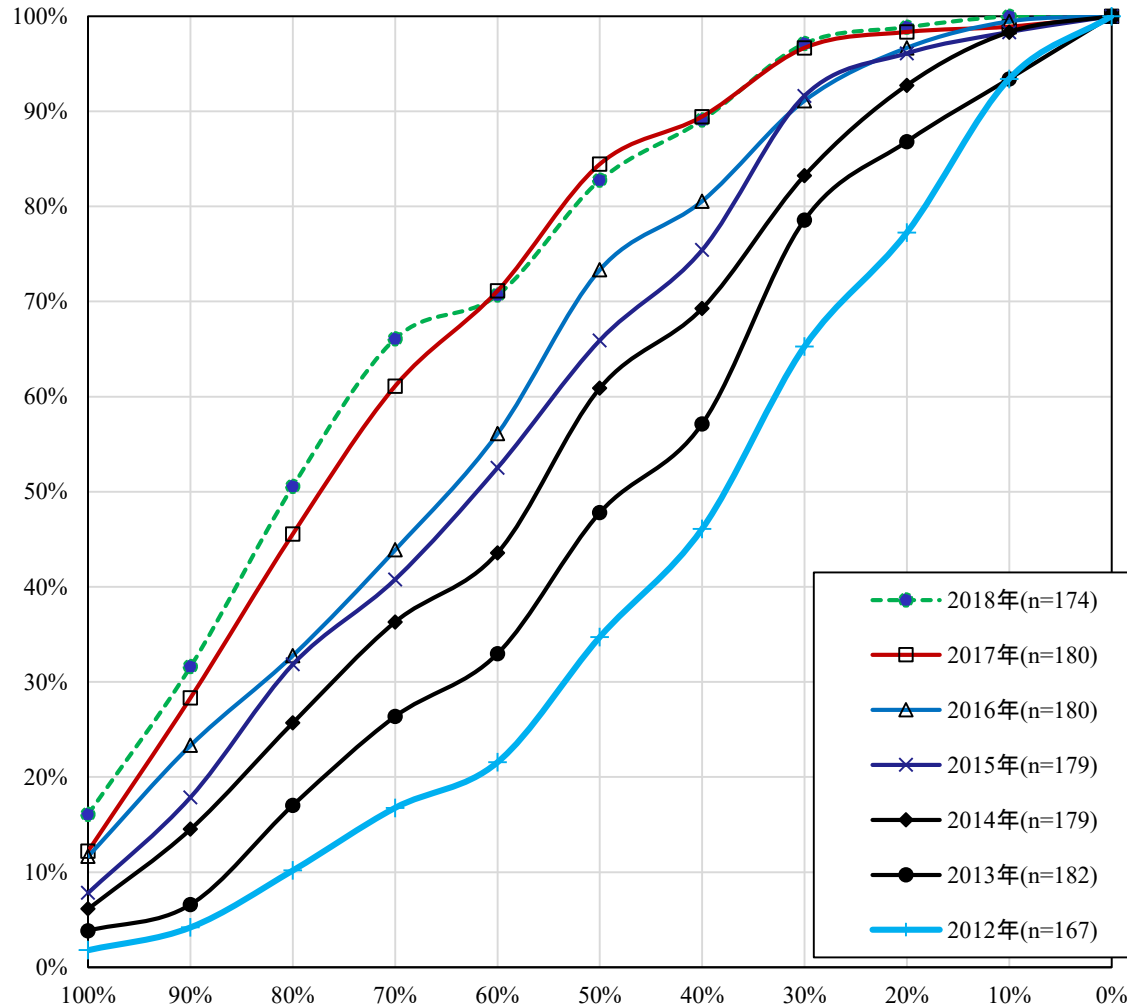
被災者が思い描いた「復興目標」に対して、1年ごとの各々の復興進捗の現状評価を毎年2,3月に行ってきた。

左のグラフは、横軸に「一人一人の復興感」、縦軸は回答者の「復興感別の回答率の累積」である。**凹型**は**復興感の低い人が多い状況**、**凸型**は**復興感が高まった人が多い状況**である。



東日本大震災・津波被災者の「復興感」にみる課題

生活全般の復興(全壊)



被災者が思い描いた「復興目標」に対してどのくらい達成したのか問うた「復興感」を規定する有意な要因として、「日常生活の回復」「収入(仕事)の確保」「住まい再建(見通し)」「市街地の復興」「(隣近所の繋がり)コミュニティの再興」が導出された。これらは被災者復興の重要な「要素」であり、事前復興の重要な取り組み課題である

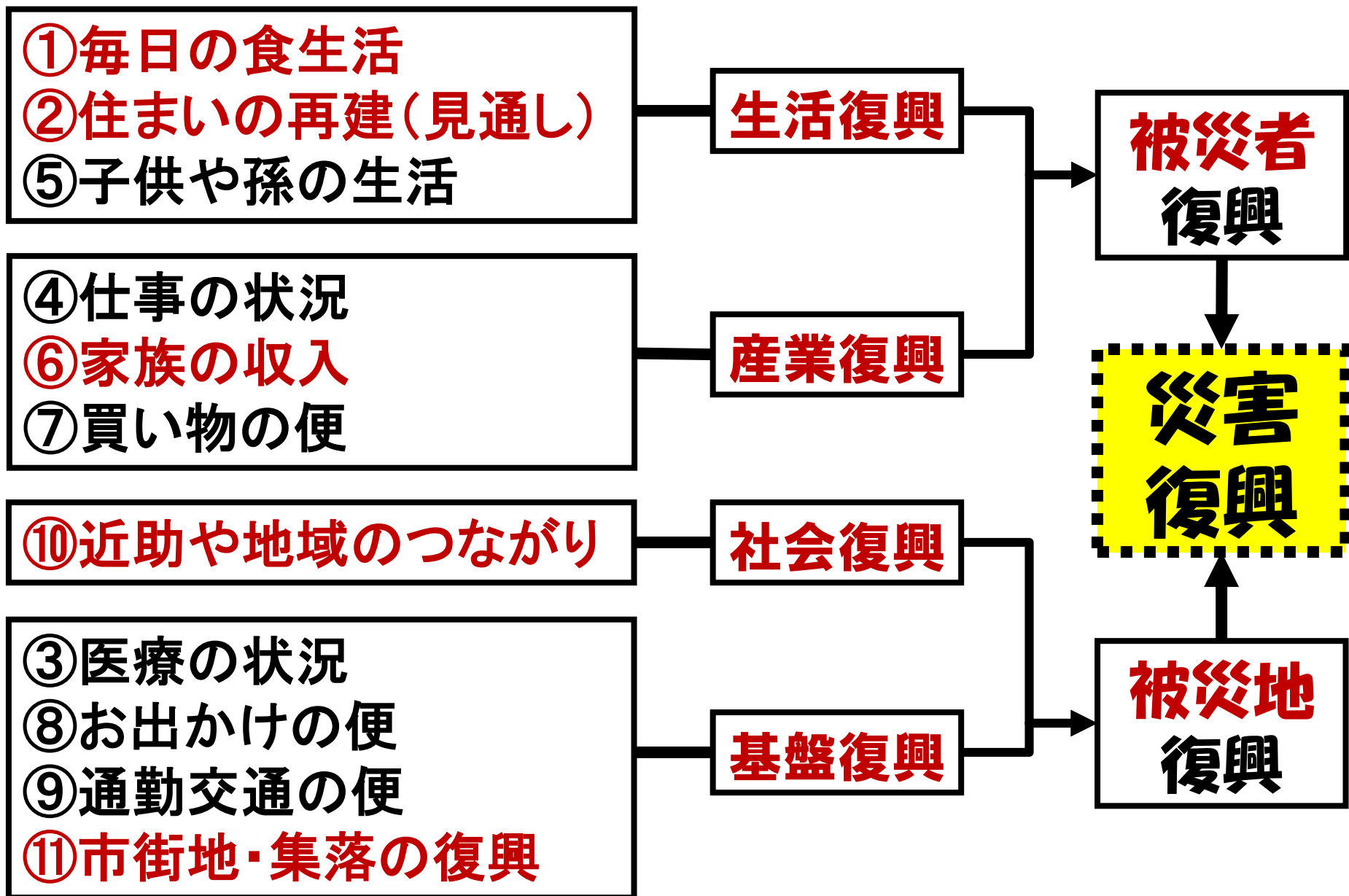
東日本大震災：津波被災者の「復興感」

～重回帰分析の標準化係数による復興感を規定する生活事項の回復感～

生活項目	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
毎日食事	0.26**	0.22**	0.16**	—	0.24**	—	—
買物の便	—	—	—	—	—	—	—
医療状況	—	—	—	—	—	—	—
仕事状況	—	—	—	—	—	—	—
家族収入	0.20**	0.20**	0.14**	0.13*	0.25**	0.32**	0.17*
近所関係	—	0.13**	0.13**	—	—	—	—
子供生活	—	—	—	0.25**	—	—	0.18**
住宅状況	0.46**	0.41**	0.45**	0.35**	0.33**	0.44**	0.12*
通勤の便	—	—	—	—	—	—	—
外出の便	—	—	—	—	—	—	0.24**
地域復興	—	—	—	0.31**	0.27**	0.22**	0.41**
決定係数 ¹⁾	0.51	0.56	0.59	0.62	0.58	0.54	0.66
分析票数 ²⁾	171	180	190	174	176	169	183

1)調整済 2)未記入除く —:除外された説明変数 変数投入:ステップワイズ法

東日本大震災の「復興感」と「復興」構造



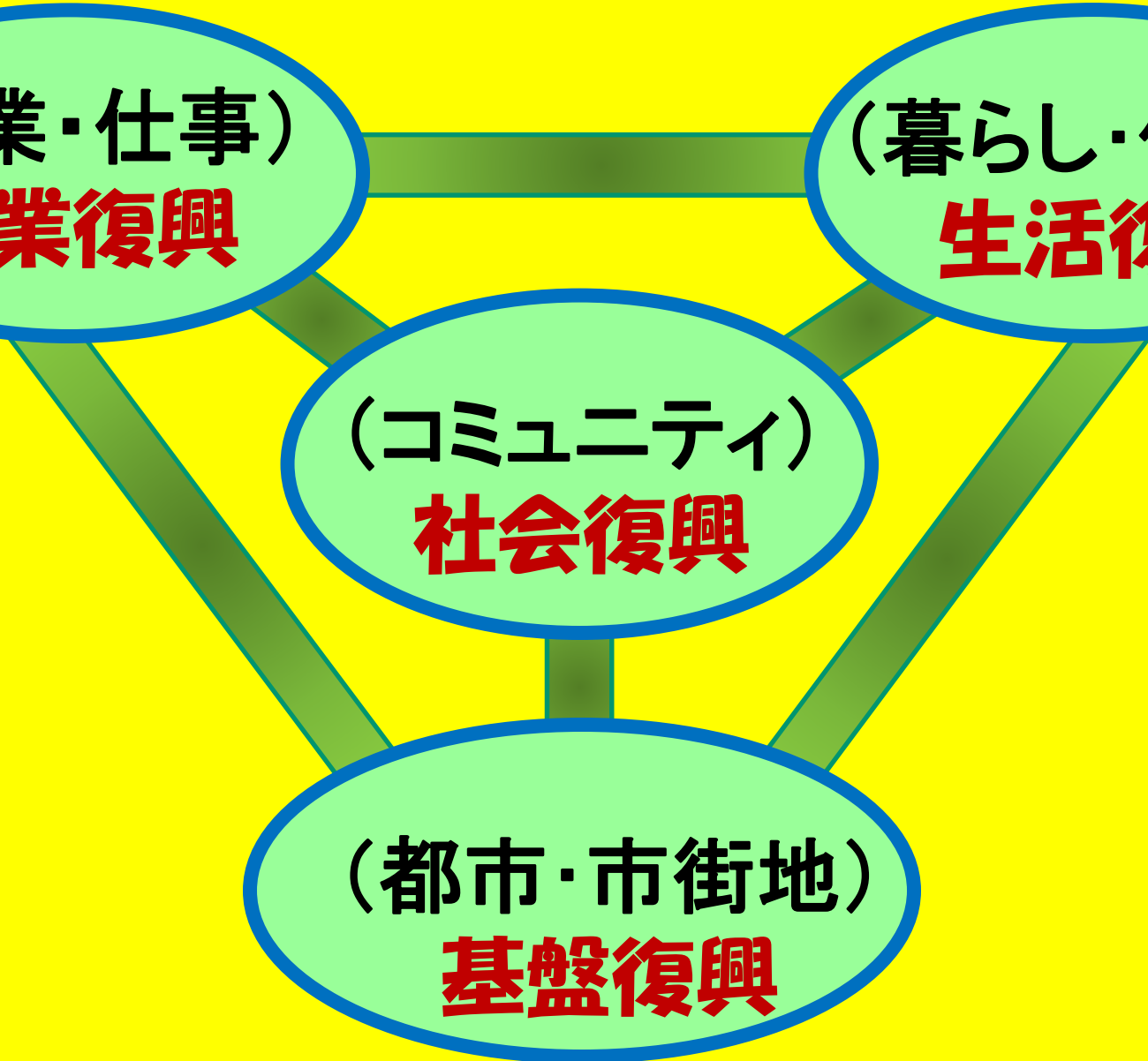
被災地に対する災害復興の4次元構造

(企業・仕事)
産業復興

(暮らし・住宅)
生活復興

(コミュニティ)
社会復興

(都市・市街地)
基盤復興



東日本大震災の、津波被災者の「復興感」に学ぶ “災害復興”とその“復興支援”の基本方向

- 東日本大震災の津波被災者一人一人の「復興状況」を指標化した「復興感」の推移を、福島県新地町、宮城県気仙沼市、岩手県大船渡市での7年間の**定点調査**
- 被災者の「**主観的復興感**」は、食生活など「**日常生活の迅速な回復**」、生活の糧である「**仕事や世帯収入の迅速な回復**」、その結果「**住宅再建の着実な見通し**」が持て、被災した「**まち(市街地基盤)の着実な復興**」し、「**コミュニティの再生**」の進捗に規定される
- 災害復興とは、「**日常生活と仕事、コミュニティを迅速に復旧させ、住宅や都市は着実に復興する**」こと！
- **生活・産業・地域社会・地域基盤への支援**が相互に連携して取り組まれることが重要！

3. 二つの「災害復興」－主体－

①被災地復興

*** 地域の課題を解決するべき被災地を選定し、そこに集中的に費用を投じて進める、被災地の復興**

(1) 市街地（基盤復興） ・ ・ ・ ・ 地域創造

(2) コミュニティ（社会復興） ・ ・ 社区創生

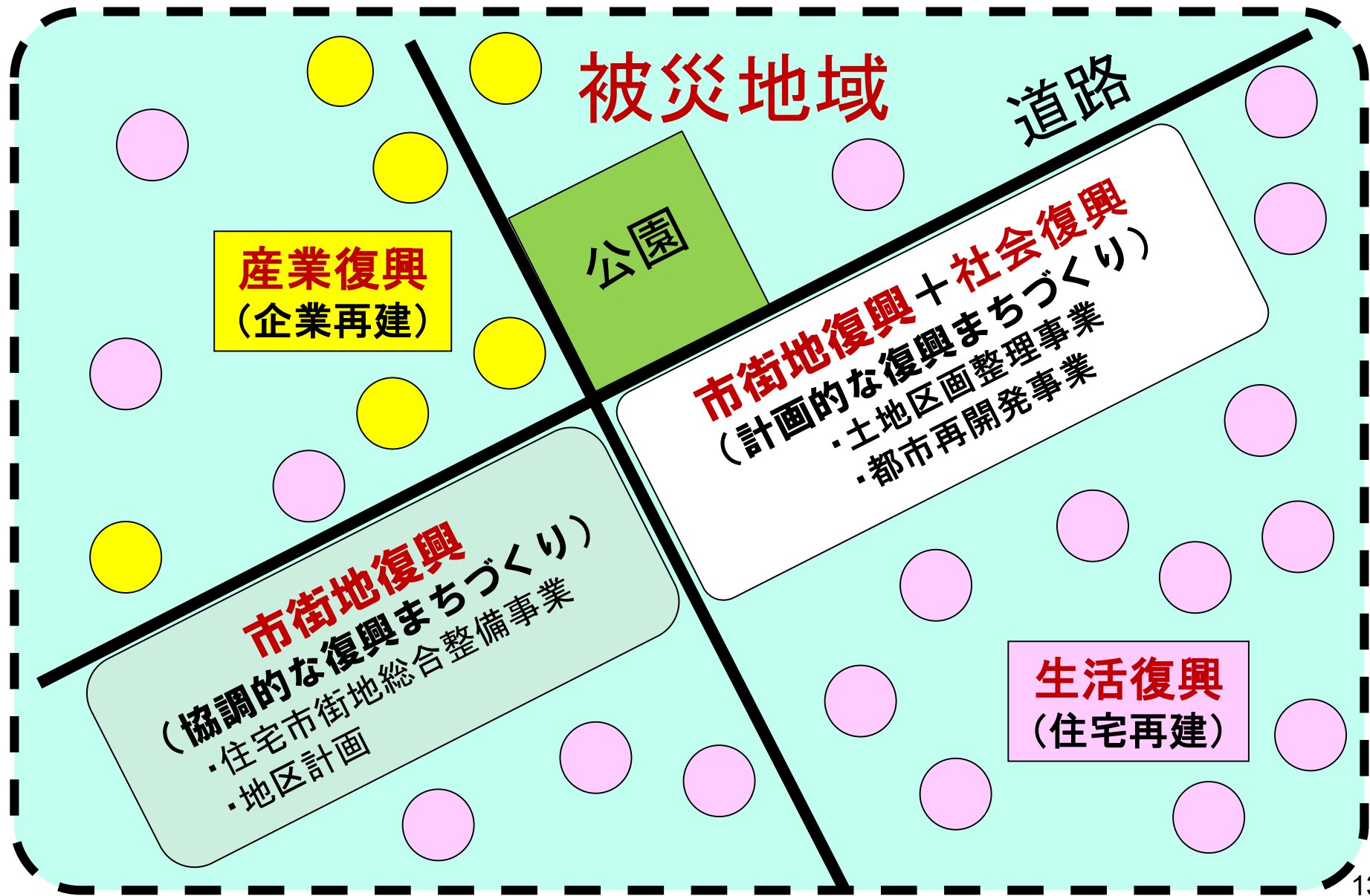
②被災者復興

*** 全ての被災者（家族）・被災事業所（企業）に公平公正に支援し、被災者個人の復興**

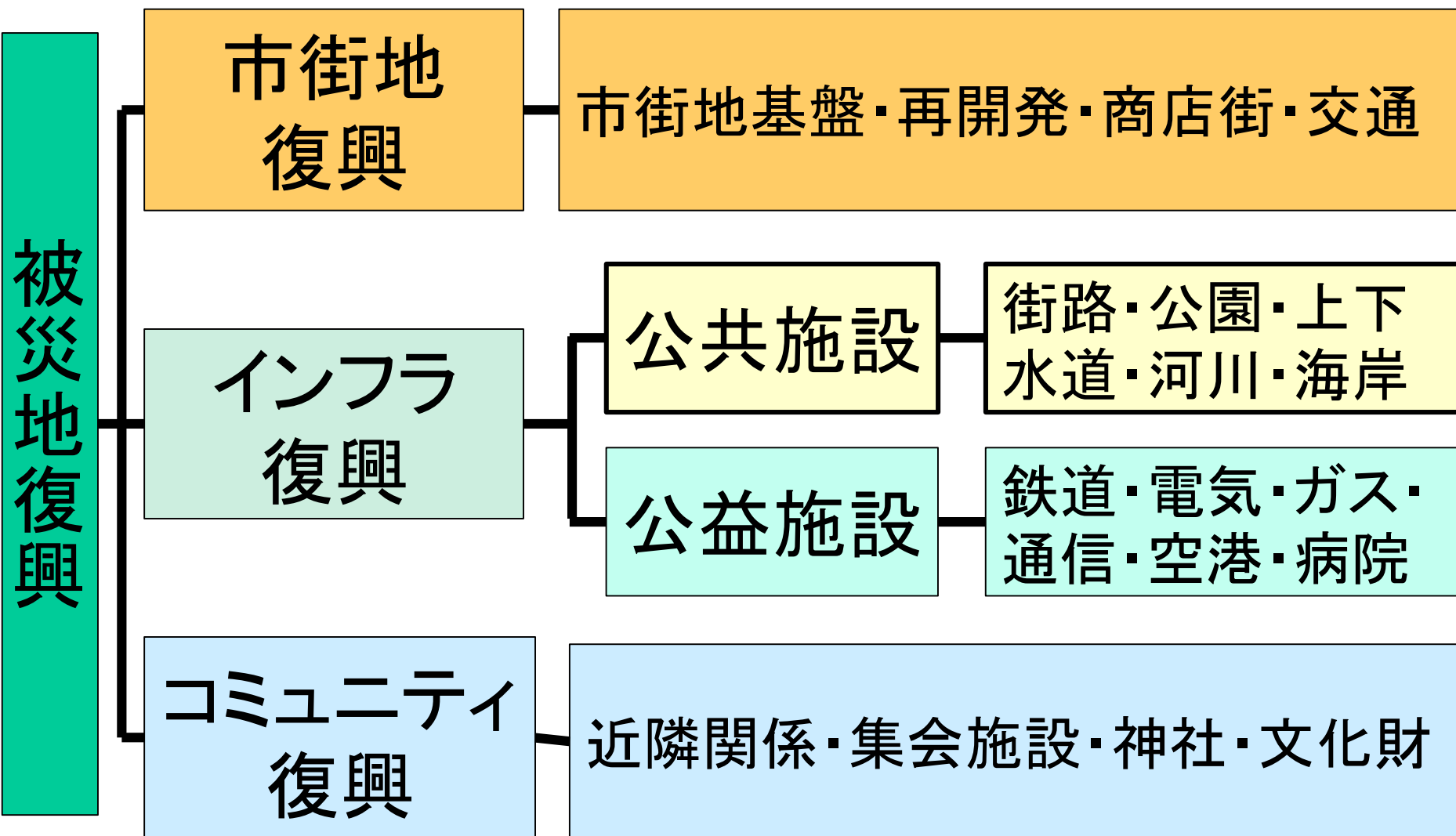
(3) 居住者（生活復興） ・ ・ ・ ・ 日常創生

(4) 事業者（産業復興） ・ ・ ・ ・ 事業創出

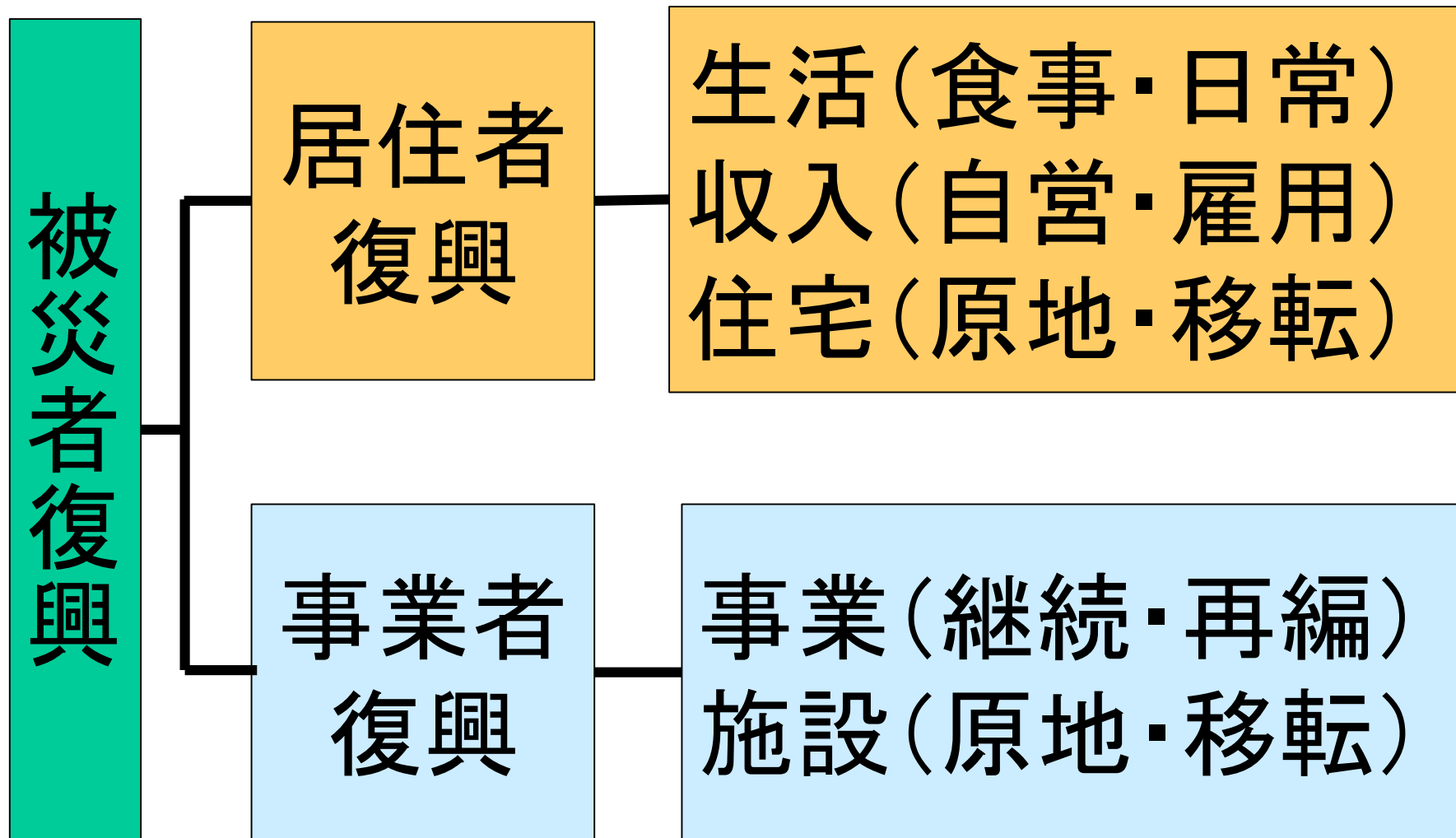
被災者復興と被災地復興の概念



「被災地復興」は地域の“空間と社会”



「被災者復興」は“日常・住宅と事業”



4. 二つの「復興」ー時制：前と後ー

～事前復興の発想と概念～

- 被災から状況を回復する：復旧
- 被災からより良い状況に再生する：復興
- 被災後に「より良い復興」を実現するためには、何が必要か
- 災害で「被災後に復興を考える」のではなく、
「被災する前に、復興を考え、準備し、実践する」
- それが「事前復興：Pre-disaster Recovery」！
- 脆弱な社会には“災害復興から事前復興へ”
- **2B・3B→4B “Build Back Better Before”**へ

5. 阪神・淡路大震災の復興課程

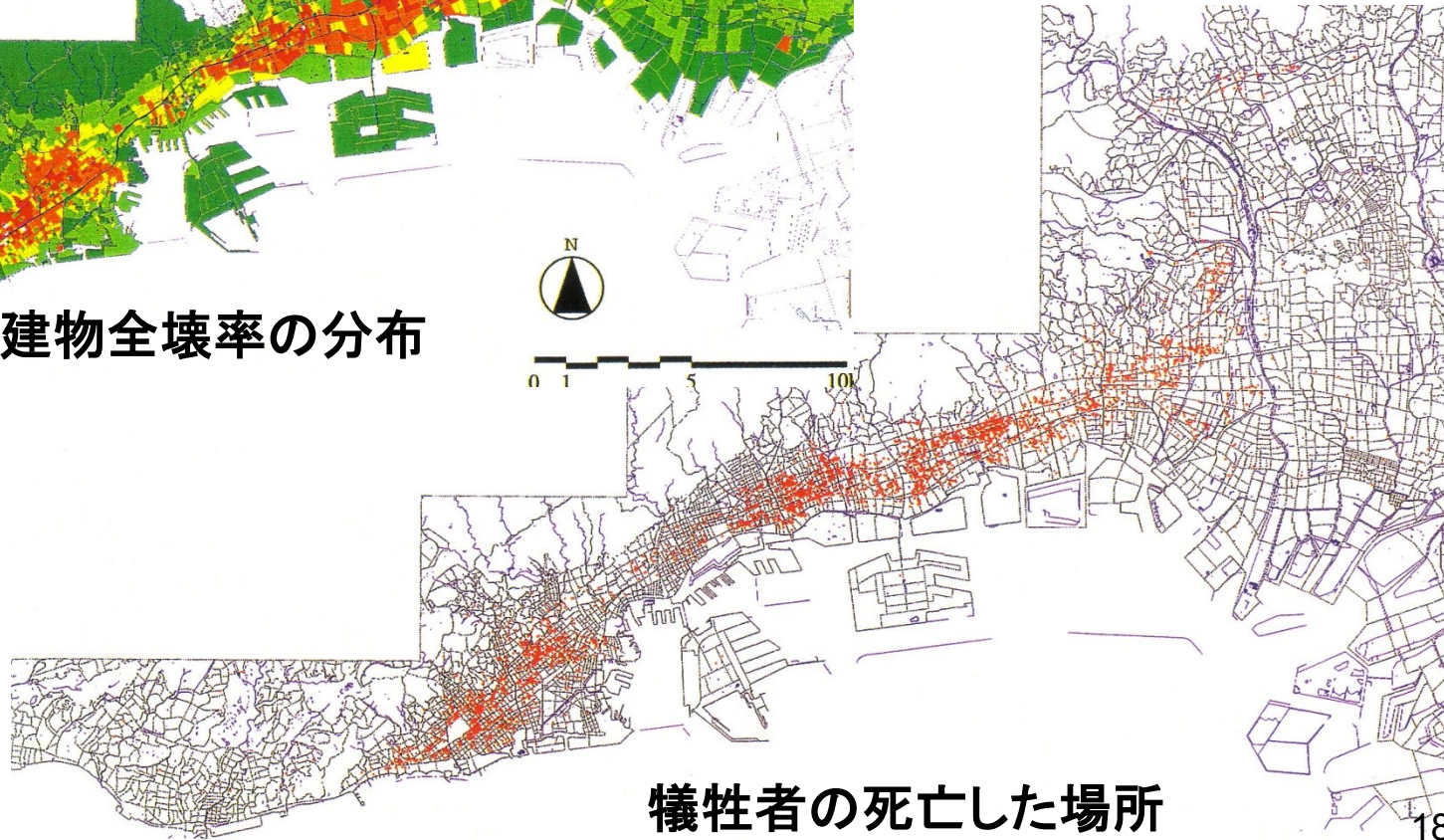
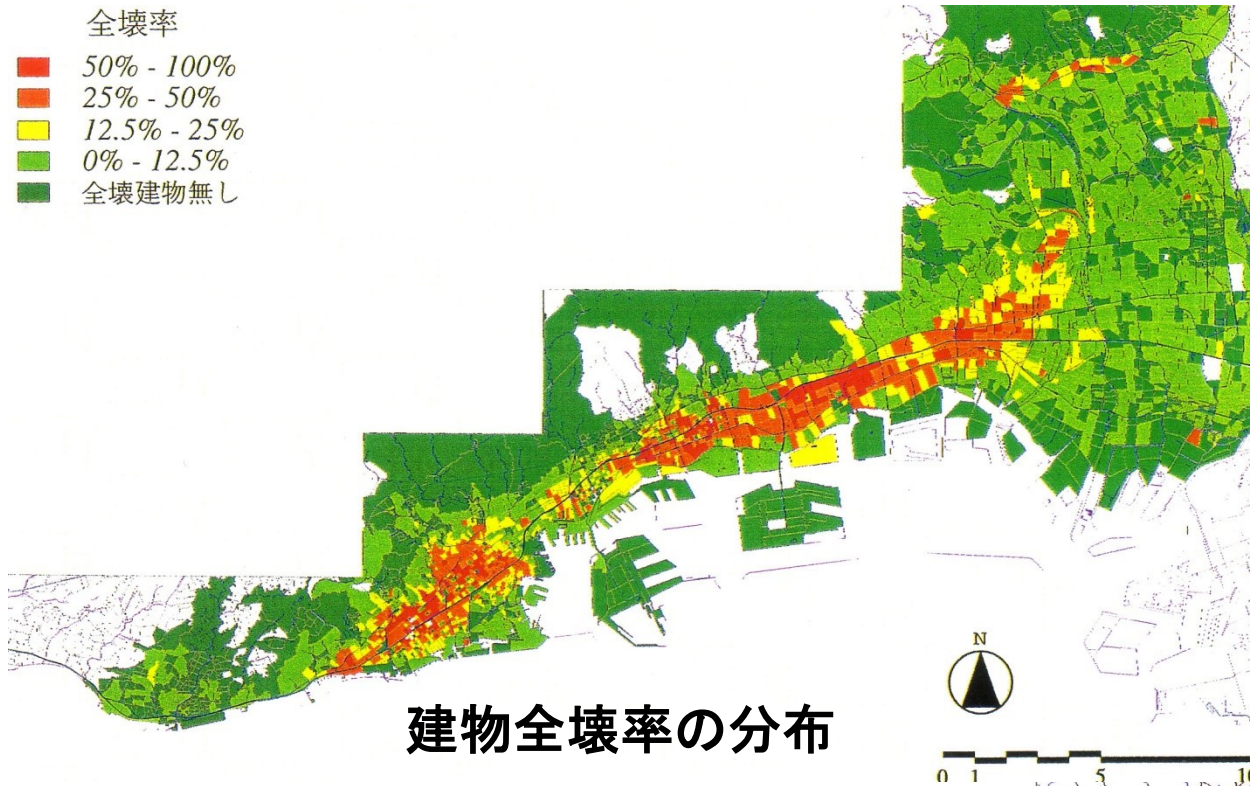
- 阪神大震災の被災地は、復興の備えは何もしていなかった。
- 地震防災の取り組みも、していなかった？
- 阪神・淡路大震災の前に、次に起こる地震と言われていた東海地震対策として、その被害から復興について、政府（建設省・国土庁）は、“復興のための準備”について検討を始めていた。が、自治体には認識はなかった。
- そして、阪神大震災が発生、準備なしで復興に取り組んだ。

阪神・淡路大震災(1995)の被害と復興

全壊率

- 50% - 100%
- 25% - 50%
- 12.5% - 25%
- 0% - 12.5%
- 全壊建物無し

原資料・5学会報告書



阪神大震災の復興の最初的一步

～阪神の復興は震災直後から始まった～

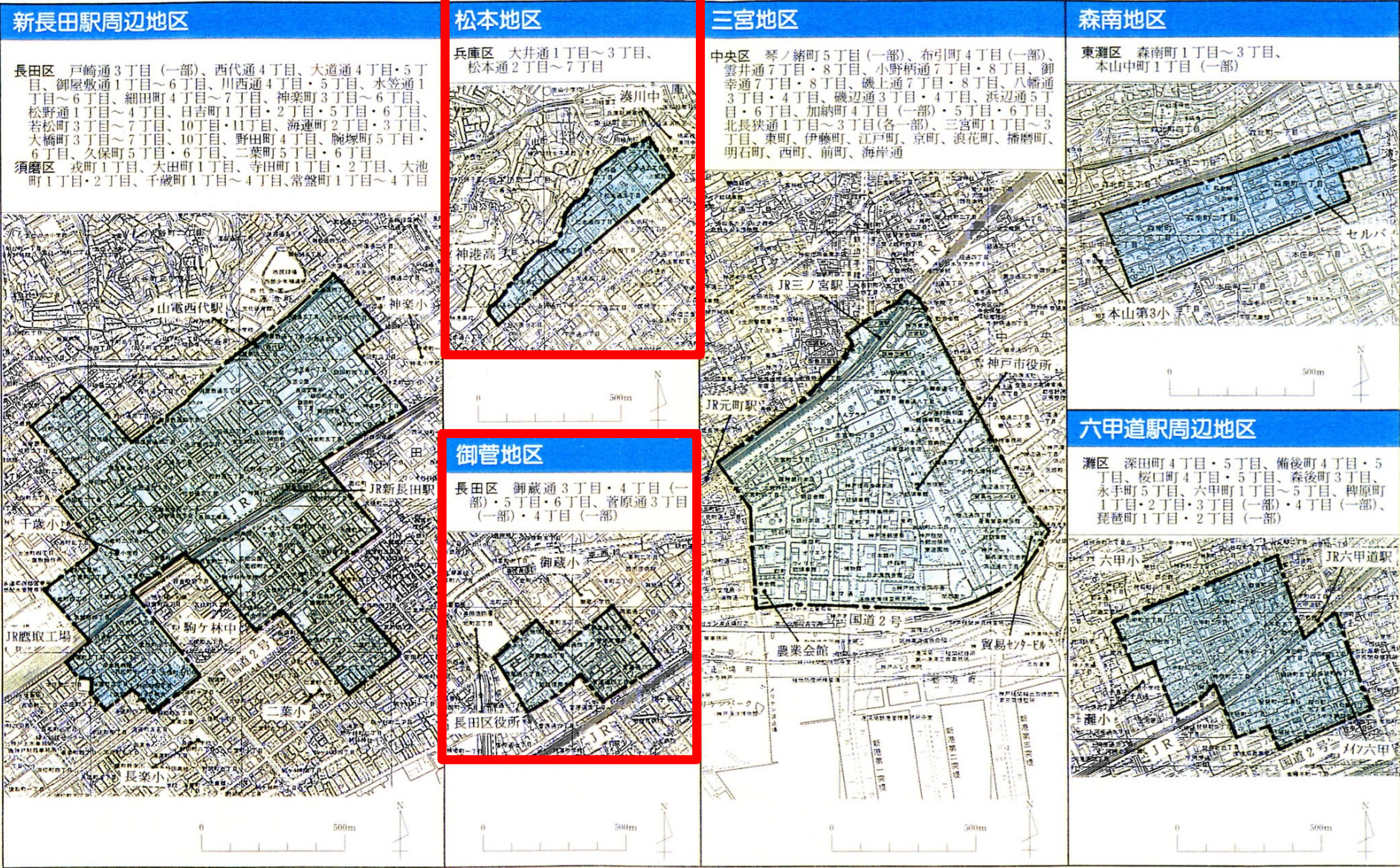
- * 緊急対応期(2日日夜)に都市復興に着手
 - ・被災者の救済対応需要が最大の期間
 - ・神戸市長の指示で、3日目から「被災地の被害状況」を把握(復興のための街区別被災調査)し、計画復興対策の必要性を判断する。
 - ・それによって、1週間目に「復興本部」体制を構築する。
 - ・被災者は、その多くが避難所にいた。その時期に、復興への歩みを始めた。

震災2日目の夜、被害状況を踏まえ「都市復興が大きな課題になる」と市長の指示で、3～5日に被害概況を把握し、2週間目に「復興体制」、2週間目に国・県・市で復興会議。



**被害概況調査図(上図)を踏まえて、震災2週間後に土地
区画整理事業や都市再開発による市街地復興を目指す区
域を、「建築基準法84条建築制限地域」として告示し、
2か月後に都市計画決定を行い、被災地復興がスタート。**

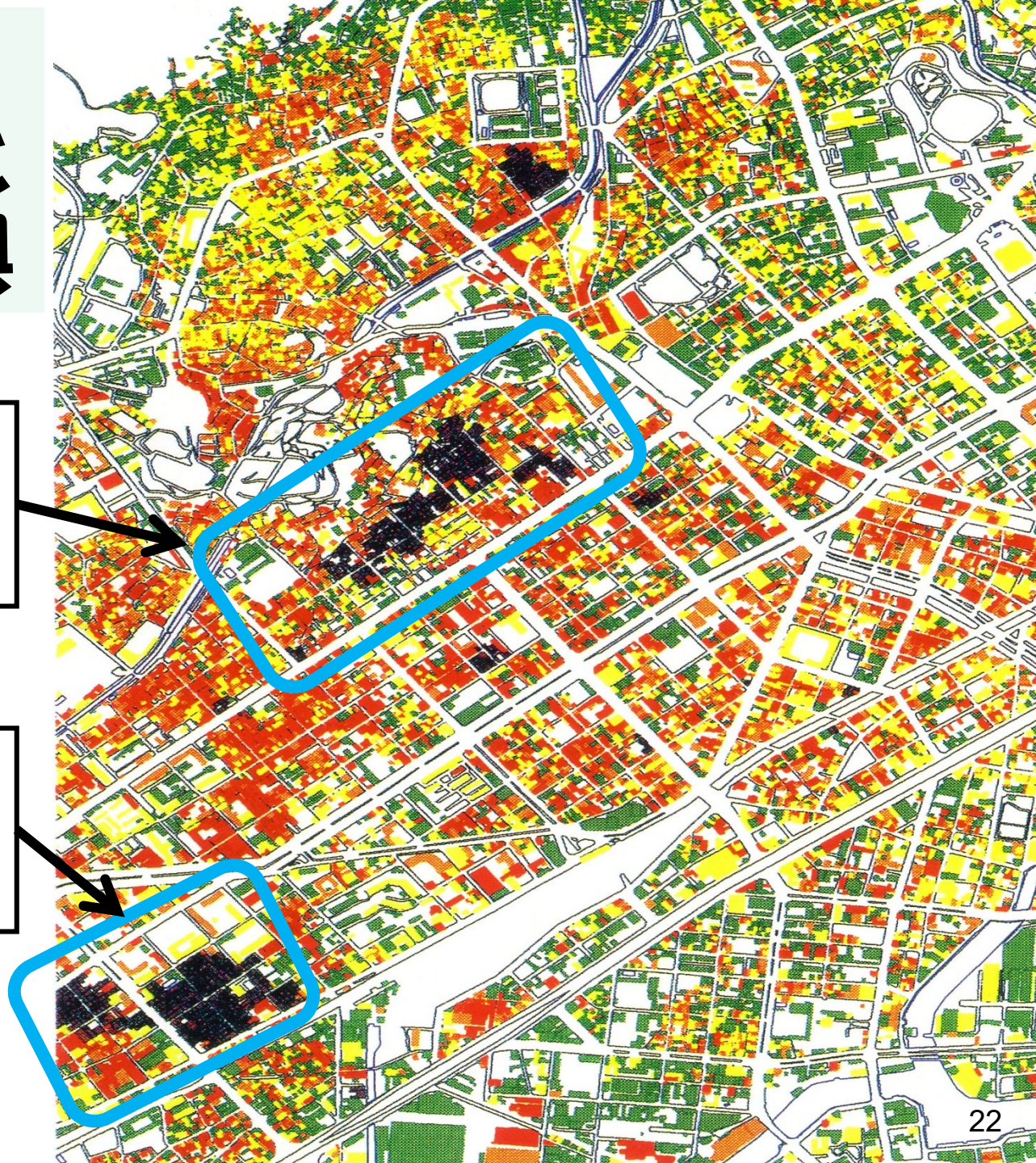
建築が制限される区域



神戸 被災市街地と 市街地の復興

松本地区
土地区画整理事業で
市街地の基盤復興

御菅地区
土地区画整理事業で
市街地の基盤復興



被災者の住宅再建
など個別復興の推進

3段階の復興まちづくり

白地地区
(復興推進地区)

任意事業による
被災地復興

法定事業による
被災地復興

灰色地区
(復興促進地区)

促進地区

黒地地区
(重点復興地区)

鉄道/駅

都市復興は**2日・2週間・2**か月のスピードで初動 ～(2・2・2)+2の復興プロセス～

- ・**2日目**に、市長から復興調査が指示され、復興に着手。
- ・**2週間目**に、建築基準法**84条制限区域**(第一次制限)の告示。これによって、**都市計画事業区域(案)**を示した。
- ・建築基準法84条制限方式の制限期間のため、**2ヶ月目**に、**都市計画区域を法定決定**した。都市復興が先陣。
- ・しかし、復興都市計画にも「住民参加」が不可欠である。
その住民の多くは「被災者」である。
- ・どのように被災者と事前協議をおこなったか。
 - ・被災現地で、計画の公開：「**現地復興事務所**」
 - ・復興のための住民組織：「**まちづくり協議会**」
 - ・計画決定後、事業決定へ「**まちづくり条例**」を援用して
住民参加で復興まちづくりの展開：「**2段階計画決定**」

阪神大震災の復興プロセスと都市復興過程

①発災～2週間：被害概況調査

- ・復興対策本部の設置
- ・84条建築制限区域の設定
- ・復興基本方針の検討

②2週間～2ヶ月：都市復興事業の概要決定

- ・復興整備条例の公布
- ・罹災証明の交付開始
- ・生活支援策の提供(連続復興)
- ・復興都市計画(特措法区域)の法決定

③2ヶ月～3ヶ月：復興基本計画の策定開始

④3ヶ月～6ヶ月：復興基本計画(住宅/都市/総合)決定

⑤6ヶ月～1年間：復興事業計画の法決定・事業開始

6. 東京で取り組んだ「事前復興」

首都だから震災復興に事前の取組が重要

- 阪神・淡路大震災の6～7倍と想定された首都直下地震の被害に、防災都市づくりを推進をしても、
- 被害の軽減は容易ではなく、「首都の復興の遅れ」は、国内のみならず、外国までさまざまに波及し、経済的な間接被害を拡大させるだろう。
- 発災直後から始まる都市復興の取り組みは、事前の準備が不可欠、というのが阪神大震災の教訓。
- 阪神・淡路大震災復興と同じタイムテーブルで首都東京を復興するには迅速な被災地復興が不可欠。
- 「震災復興」は、都市復興・住宅再建から議論が始まるが、生活・仕事を含む総合的な復興が重要。

江東防災拠点構想

1964新潟地震

1959伊勢湾台風

1961災害対策基本法

1971震災予防条例

■ 事前防災

■ 事前復興

■ 災害対応

1975地域危険度(1回)

1978被害想定(区部:関東地震)

1981防災生活圈構想

1991被害想定(関東地震)

1995耐震改修促進法

1995阪神・淡路大震災

1992地域防災計画(7次)

1997防災都市づくり推進計画(1次)

1997被害想定(区部直下地震)

1997耐震改修
促進計画(1次)

1997都市復興マニュアル
1998生活復興マニュアル

1998地域防災計画(8次)

2001震災復興グランドデザイン

業務継続計画

2003震災対策条例

2003震災復興マニュアル(復興施策編)(復興プロセス編)

2007耐震改修促進計画

2016防災都市づくり推進計画(4次)

2011東日本大震災

2013首都直下
地震対策特措法

2013国土強靱化法

2016震災復興マニュアル(改定)

2016 東京都
国土強靱化地域計画

201X? 首都直下
地震対策実施計画

2012不燃化特・特定整備路線整備

都心南部直下地震 (冬夕方・風速8m) 全壊＋全焼棟数

建物全壊	20万棟
建物全焼	41万棟
犠牲者	2万3千人
負傷者	12万4千人

250mメッシュ別棟数



首都直下地震に備える事前復興対策

～東京都の五段階の事前復興対策の取り組み～

(1) どのような復興を目指すのか

復興デザイン・ビジョン論：復興目標像づくり

- ・「震災復興グランドデザイン(復興計画論)」

(2) どのように復興計画を策定するのか

計画・事業ガイドライン論：復興計画・政策づくり

- ・「震災復興マニュアル(復興施策編)」

(3) どのように復興を進めるか

復興プロセス・運営論：復興プロセス管理

- ・「震災復興マニュアル(復興プロセス編)」

(4) どのように継続するか

復興まちづくり訓練論：復興訓練からの新しい防災の発想

- ・「都市復興図上訓練・復興まちづくり訓練・事前実施論」
災害復興まちづくり訓練と復興まちづくりの事前実施

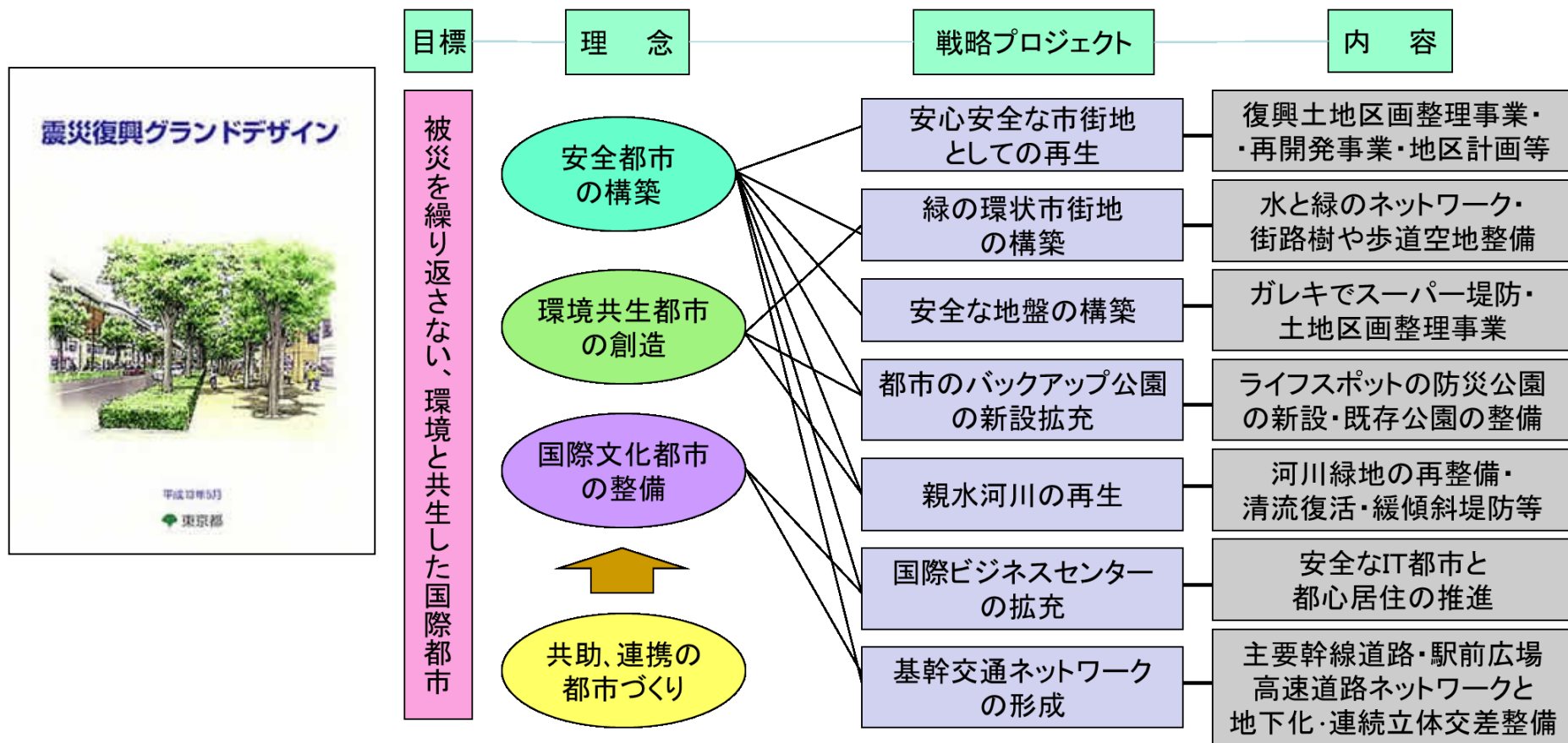
(5) どのように事前に実践するか

事前復興まちづくり実践論：復興まちづくりの事前実践論

- ・「地籍調査・復興まちづくりの地区計画策定・事前高台移転・・・」

震災復興グランドデザイン（2001）

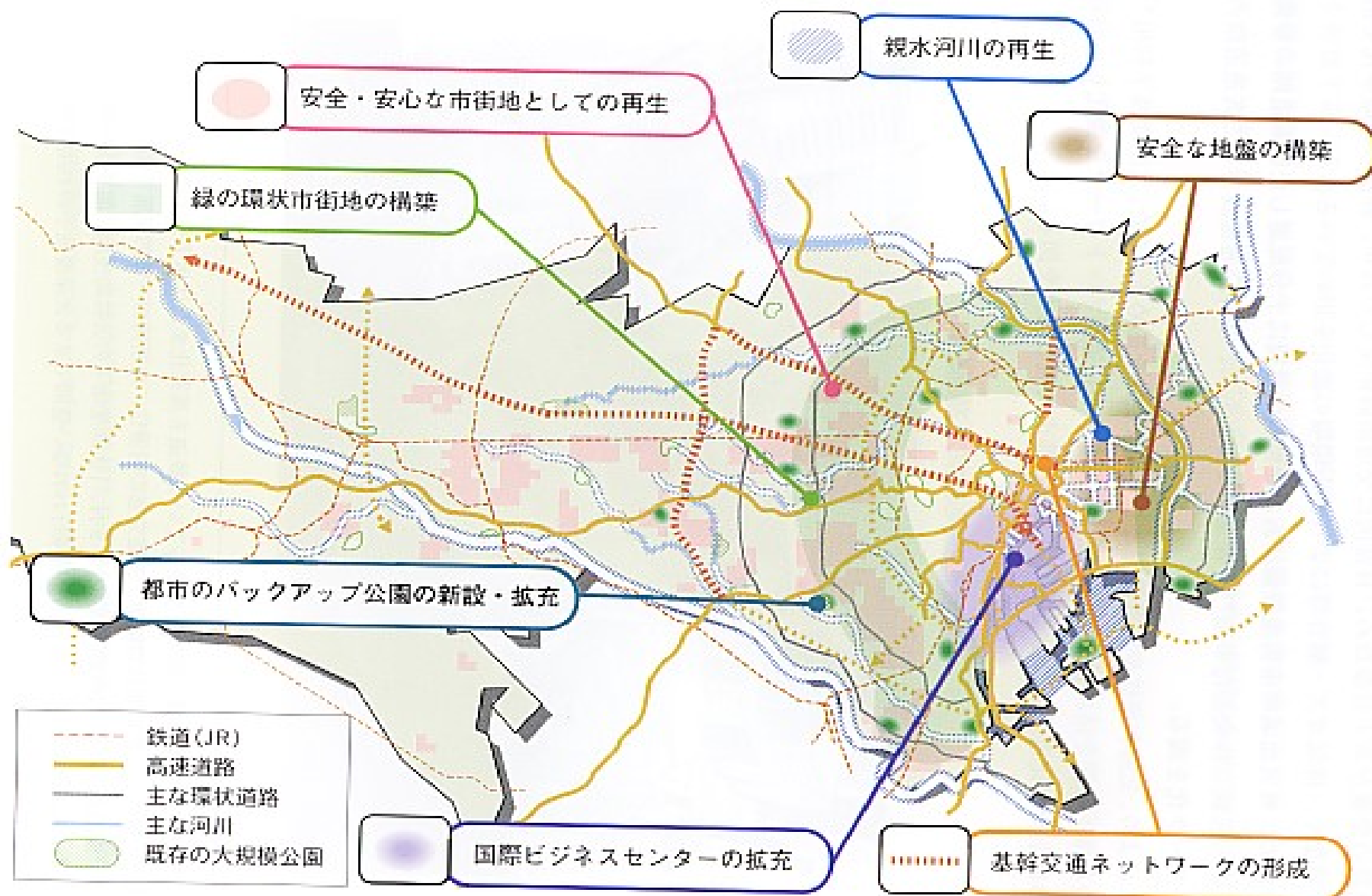
震災復興グランドデザインの構成



「都市づくりグランドデザイン」に都市復興ビジョンを位置づけ(2018)

「都市復興の理念、目標及び基本方針」の改定(2019)

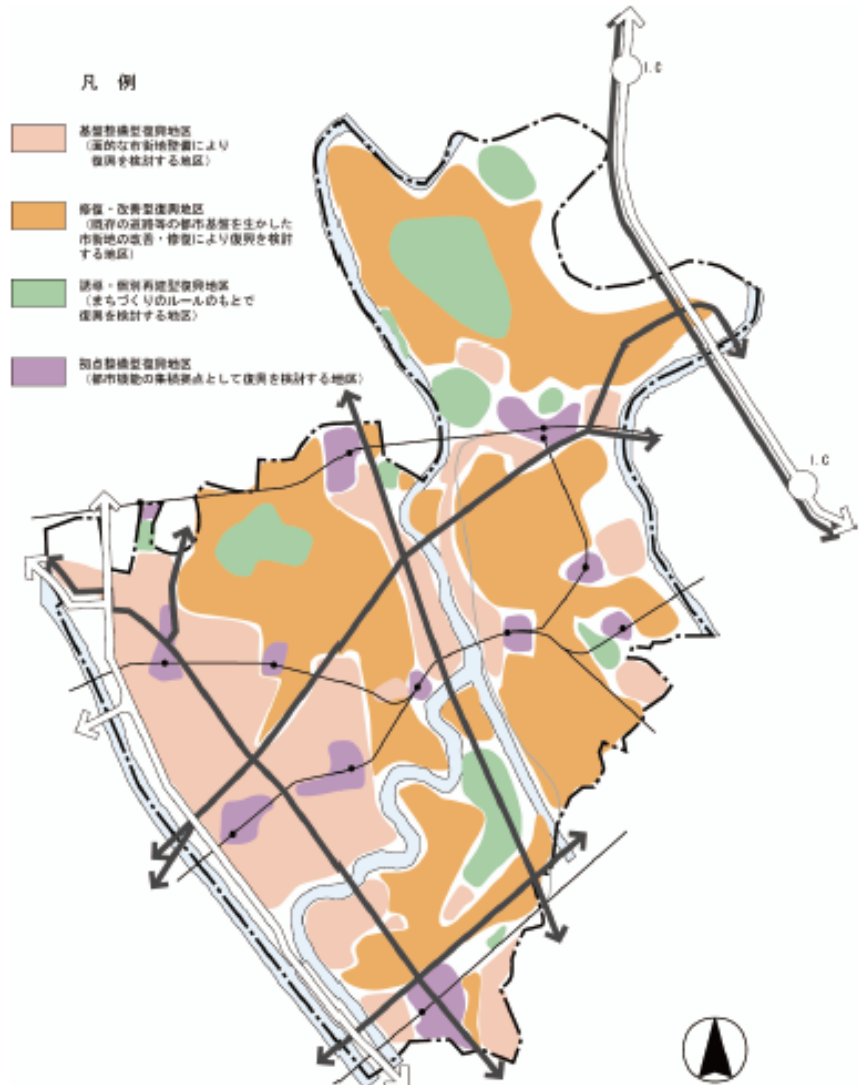
震災復興グランドデザイン（復興戦略プロジェクト）



葛飾区の都市計画マスタープランに描いた 「震災復興まちづくりの方針」



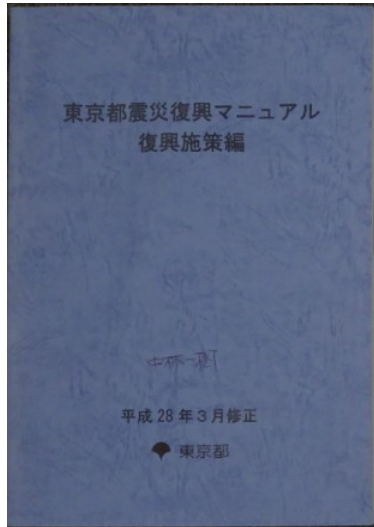
図3-14 震災復興まちづくりの方針図（事業手法のイメージ）



(2)どのように復興計画を策定するのか

計画・事業ガイドライン論：復興計画・政策づくり

⇒「震災復興マニュアル(復興施策編)」(行政職員向け)



＜ガイドライン＞：計画基準と計画事業の枠組み
◎被害状況、基盤整備状況、地域特性などによる、
復興計画の区域区分や事業区分。

章立て

1. 復興体制の構築
2. 都市の復興
3. 住宅の復興
4. 暮らしの復興
5. 産業の復興

＜ポイント＞

- ・阪神大震災と同じスケジュール(スピード)で、阪神大震災の5倍の被害から、どのように復興するのか。
- ・地域住民とともに進める「地域協働復興」を
- ・災害直後から始める「復興」の取り組み

序章

- 1節 マニュアルの対象
- 2節 マニュアルの管理
- 3節 復興施策の基本視点
「自立・共助と公助」
「政策の優先順位」
「都民との協働・連携」
「公平性」
「東京の特殊性」
「事前準備と包括的パッケージの提示」
- 4節 地域協働復興の推進

第2章 復興体制

- 1節 東京都震災復興本部の設置
- 2節 被害状況および復旧・復興状況の把握
- 3節 震災復興計画の策定
- 4節 財政方針の策定等
……復興基金
- 5節 人的資源の確保
…配置/派遣/支援
- 6節 用地の確保
…空地の事前調整
- 7節 がれき等の処理
- 8節 広報・相談体制
- 9節 学校教育 ……避難所や学校グラウンド利用等

- 10節 文化・社会生活
- 11節 外国人への支援
- 12節 ボランティア等の市民の支援活動
- 13節 消費生活……物資・物価の安定

第3章 都市の復興

- 1節 目的等
- 2節 都市復興のプロセス
- 3節 行動プログラム
 - ・家屋被害概況調査
 - ・家屋被害状況調査
 - ・都市復興基本方針
 - ・第一次建築制限
 - ・時限的市街地
 - ・復興対象地区
 - ・都市復興基本計画:骨子案
 - ・時限的市街地
 - ・復興対象地区
 - ・都市復興基本計画:骨子案
 - ・第二次建築制限
 - ・復興まちづくり計画等
 - ・都市復興基本計画
 - ・復興都市計画事業
 - ・今後取り組むべき事項

第4章 住宅の復興

- 1節 住宅復興計画の策定
- 2節 応急的な住宅の整備
- 3節 自力再建への支援
- 4節 公的住宅の供給
- 5節 安全・快適・福祉のまちづくり

第5章 暮らしの復興

- 1節 医療
- 2節 福祉
……地域福祉と生活支援
- 3節 保健
……保健と生活環境整備

第6章 産業の復興

- 1節 産業復興方針の策定
- 2節 中小企業施策
…仮設事業所・物流確保
- 3節 観光施策
…都市イメージの回復
- 4節 農林水産業施策
- 5節 雇用・就業施策
…離職者支援・再就職斡旋・雇用の確保…
- 6節 相談・指導体制の整備

平時

避難生活期

復興始動期

本格復興期



多様な支援 (NPO・ボランティア・専門家・企業)

組織づくりの働きかけ

地域組織の活動支援

復興まちづくりの提案

計画づくり・時限的市街地の支援

多様な復興支援の提供

組織の拡充

組織づくり

地域づくり組織等がある
(まちづくり協議会等)

地域づくり組織等がない

組織づくりの支援

避難生活期から地域の復興体制づくり

地域復興組織の成立

地域組織ができない

地域力を生かした地域協働復興

Step1

一日も早く復興しよう

地域復興協議会の結成

協働復興区の認定
(協議会の認証)

Step2

地域づくりの合意形成

時限的市街地の形成
(地域にとどまって復興)

地域復興の協議本格化と合意形成

Step3

協働と連携の復興推進

本格復興の推進と展開
・都市復興
・住宅再建
・産業復興
・生活復興
・社会復興

・行政主導による復興
・被災者の自力復興

整合性の確保
地域への配慮

被害が散在的で復興まちづくり組織が必要ない被災地域

・被災者の自力復興

自力復興への支援

協働と連帯の「安全・安心・にぎわいのある首都東京」の再建

震災復興マニュアル (復興プロセス編)

第1章

<基本目標>

協働と連携による「安全：安心なまち」
「賑わいのある首都東京」の再携

<5つの視点>

- ① 自助・共助に基づく住民車体の復興と公助による支援
- ② 被災者の状況に応じた多様な復興プロセスへの対応
- ③ 本格復興までの時限的な生活の場の確保
- ④ 平時からの地域づくり活動への支援
- ⑤ 生活再建、都市づくり及び経済再建の連携による総合的な地域づくり

<5つの方針>

- ① 地域復興の課題、将来の市街地像や地域づくりの進め方について、地域の皆さんが速やかに協議を進められるように支援します。
- ② 地域の様々な課題にきめ細かく対応するために、NPO、ボランティア、専門家、企業などによる支援体制を整備します。
- ③ 被災時に住んでいた地域にいち早く戻り、地域の皆さんが地域の将来像をじっくりと話し合うために、時限的な市街地など時限的な生活の場づくりを応援します。
- ④ 被災者の状況に応じた、多様な施策を用意し、避難生活期から本格復興までの連続的な復興を推進します。
- ⑤ 多様な事業主体や手法により居住を確保します。

④ 世界最先端の試み：復興訓練と事前準備

① 東京都主導の「都市復興模擬訓練」

- * 行政職員による都市復興マニュアル「復興施策」の実践訓練
- * 都市整備局主導：マニュアル後の1998年度から毎年開催
 - * 第20回(2017)は、大田区「羽田地区」を事例に
 - * 第21回(2018)は、荒川区(東尾久地区)を事例に
 - * 第22回(2019)は、2度目の多摩：府中市(国分寺市の市境)を事例に
- * 「地域協働復興」による都市復興の進め方の疑似体験。

② 「復興まちづくり模擬訓練」(2016.3現在)

- * 復興まちづくりプロセスの地域社会との共有化
- * (15区1市)50地区以上で「復興まちづくり訓練」を実践し、
区市のマニュアルづくりや新しい防災まちづくりの展開に。

③ 区市の「復興マニュアル・復興条例」づくり(2016.3現在)

- * 21区4市で都市復興マニュアル策定の取り組み(策定21区2市)
- * 18区5市で復興整備条例制定の取り組み(制定14区1市)

① 「都市復興訓練」とは

★都が区市職員を対象に、とくに都市復興を中心に、
『震災復興マニュアル（施策編）』について、
行政としての復興対策の取り組み訓練を行う。

★おもに都市復興の中心となる都市整備部局と災害対策部局の職員が参加。

＜都市復興図上訓練での主な項目とプログラム＞

- ①モデル地区での街歩きと、街区単位被害調査訓練
- ②被害想定に基づく84条制限区域設定訓練
- ③復興地区（重点・促進・誘導地区）区分
- ④地区まちづくり方針及び計画の作成訓練
- ④‘時限的市街地（仮設市街地）づくりの検討
- ⑤都市復興基本計画（骨子案）の作成訓練
- ⑥訓練成果発表会：復興計画説明会での説明訓練

都市復興図上訓練

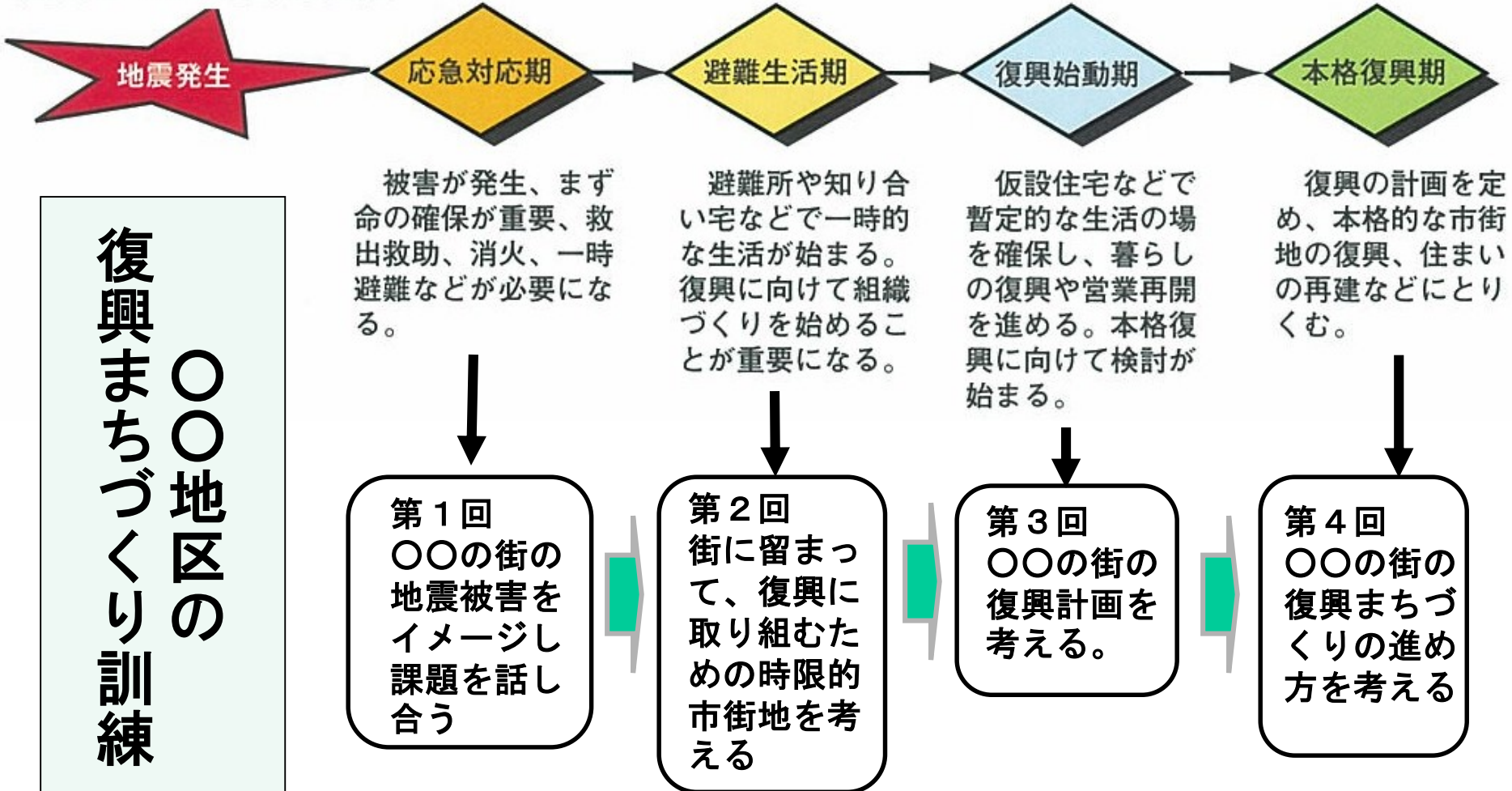
(写真: 東尾久地区を事例地区としての訓練2018)



②〇〇地区・震災復興まちづくり訓練

～震災後の時間の経過に即して訓練する～

震災からの時間的経過





東京の事前復興の現状(2016. 3)

合 計	震災復興マニュアルの策定				
	体 制	都 市	住 宅	暮らし	産 業
23区	17区	21区	16区	16区	15区
30市	1市	2市	1市	0市	0市
53区市	18	23	17	16	15

合 計	復興グランド デザイン策定	復興推進 条例制定	復興まちづくり訓練	
			住民向け	職員向け
23区	3区	14区	15区	5区
30市	0市	1市	1市	1市
53区市	3	15	16	6

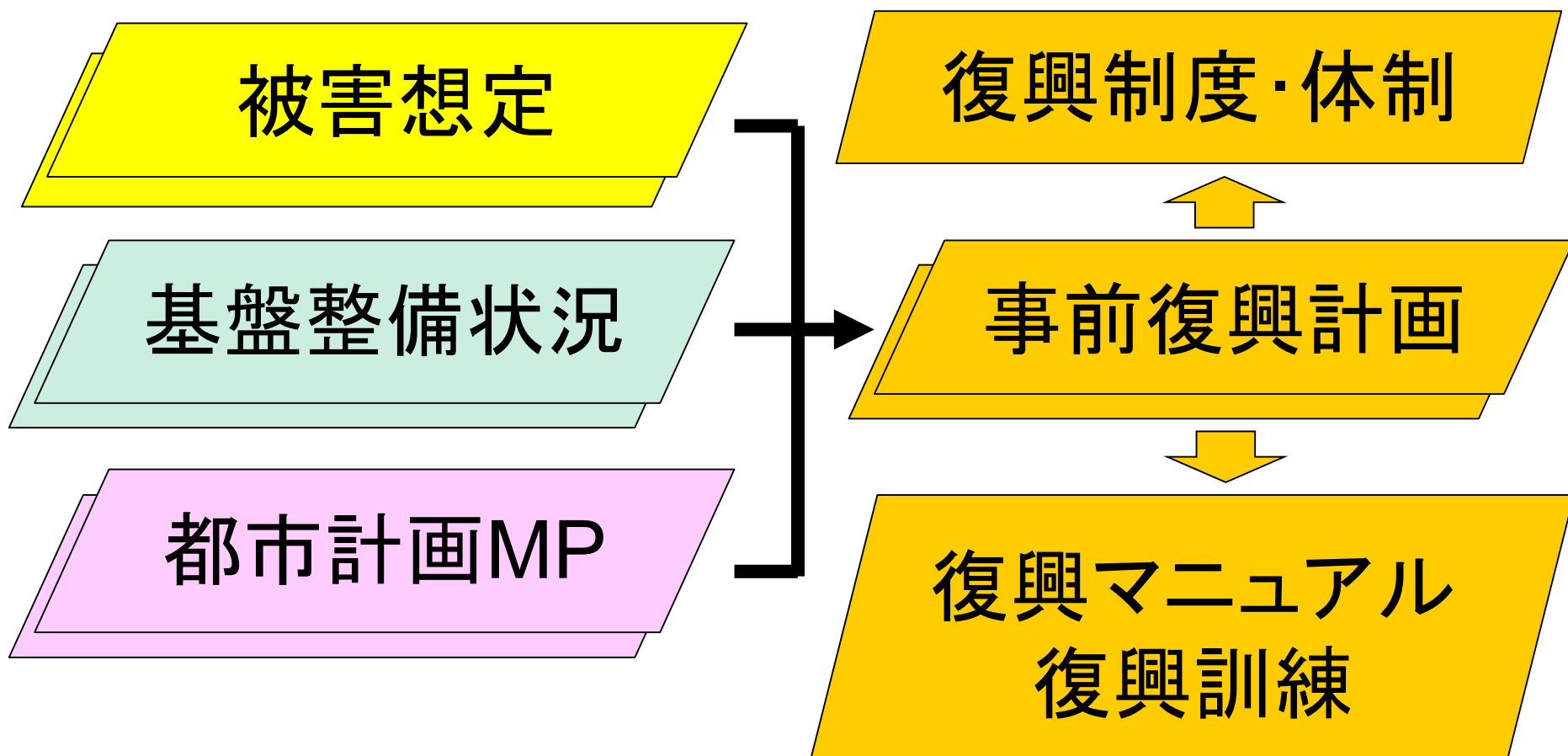
「事前復興対策」の位置づけ

- ①被災後に進める「**復興の手順や進め方**」を事前準備しておく。（復興マニュアル）
→「**地域防災計画**」復興対策に位置づけ
- ②どのような都市として復興をするのか、**合意の対象となる目標とすべき「復興の都市像やまち像」**を事前に準備しておく。（復興ビジョン・復興グランドデザイン）
→「**都市マス**」「**長期総合計画**」に位置づけ
- ③「**復興イメージトレーニング・復興まちづくり訓練**」を実践し、マニュアルの習熟と市民の事前復興の推進。
→新しい「**防災訓練**」に位置づけ
- ④被災後の復興事業の困難さではなく、事前に復興で目指す「街づくり」に取り組み、**復興が不要となる「災害に強いまちづくり」を実現する「究極の事前復興計画」**
→脆弱な市街地での「**防災まちづくり**」の推進を

7. まとめ－事前復興の意義と可能性－

都市復興の事前準備の必要性和重要性

災害復興を迅速に進めるには、事前準備が必要かつ重要



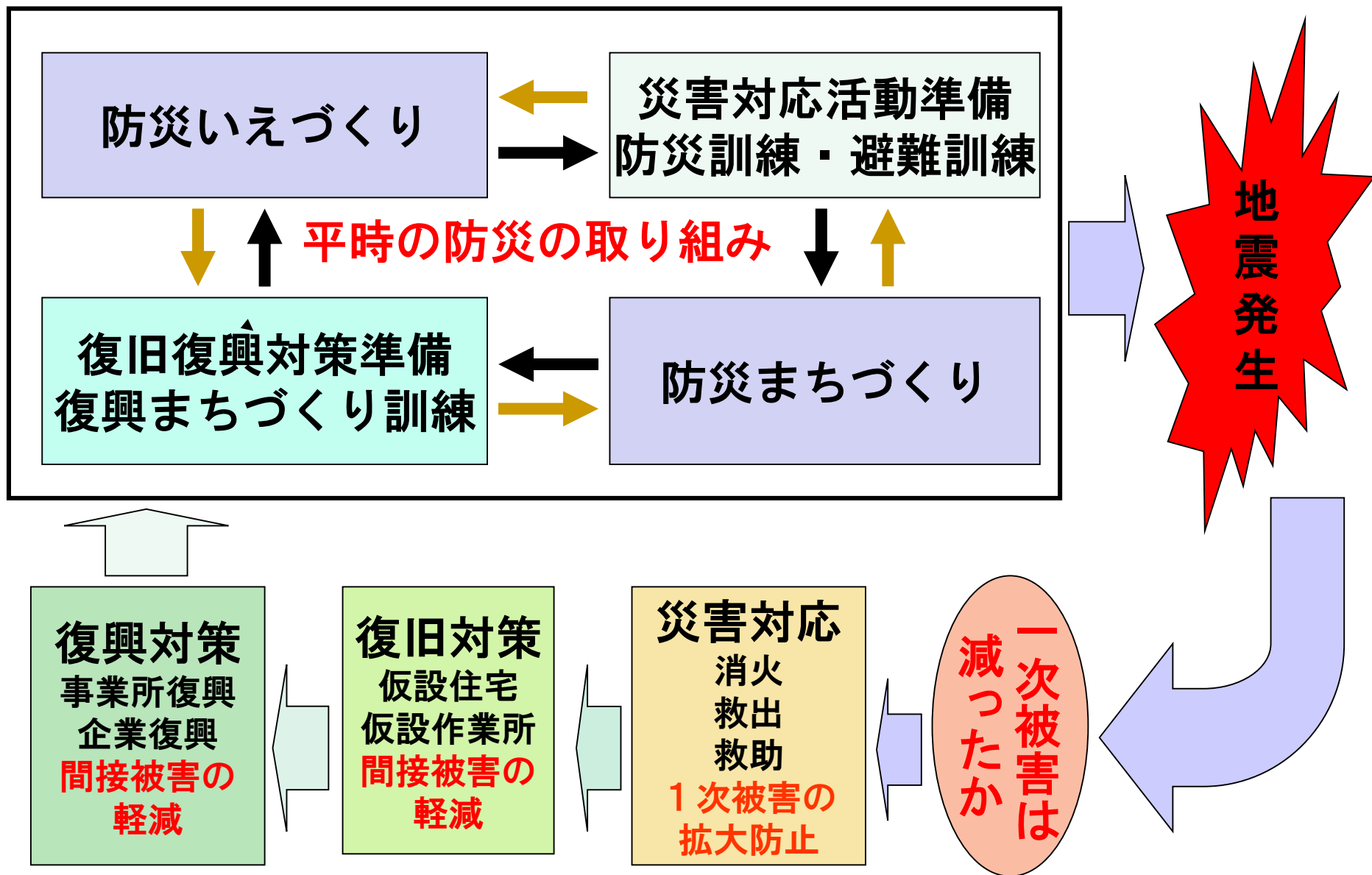
「準備する事前復興」から

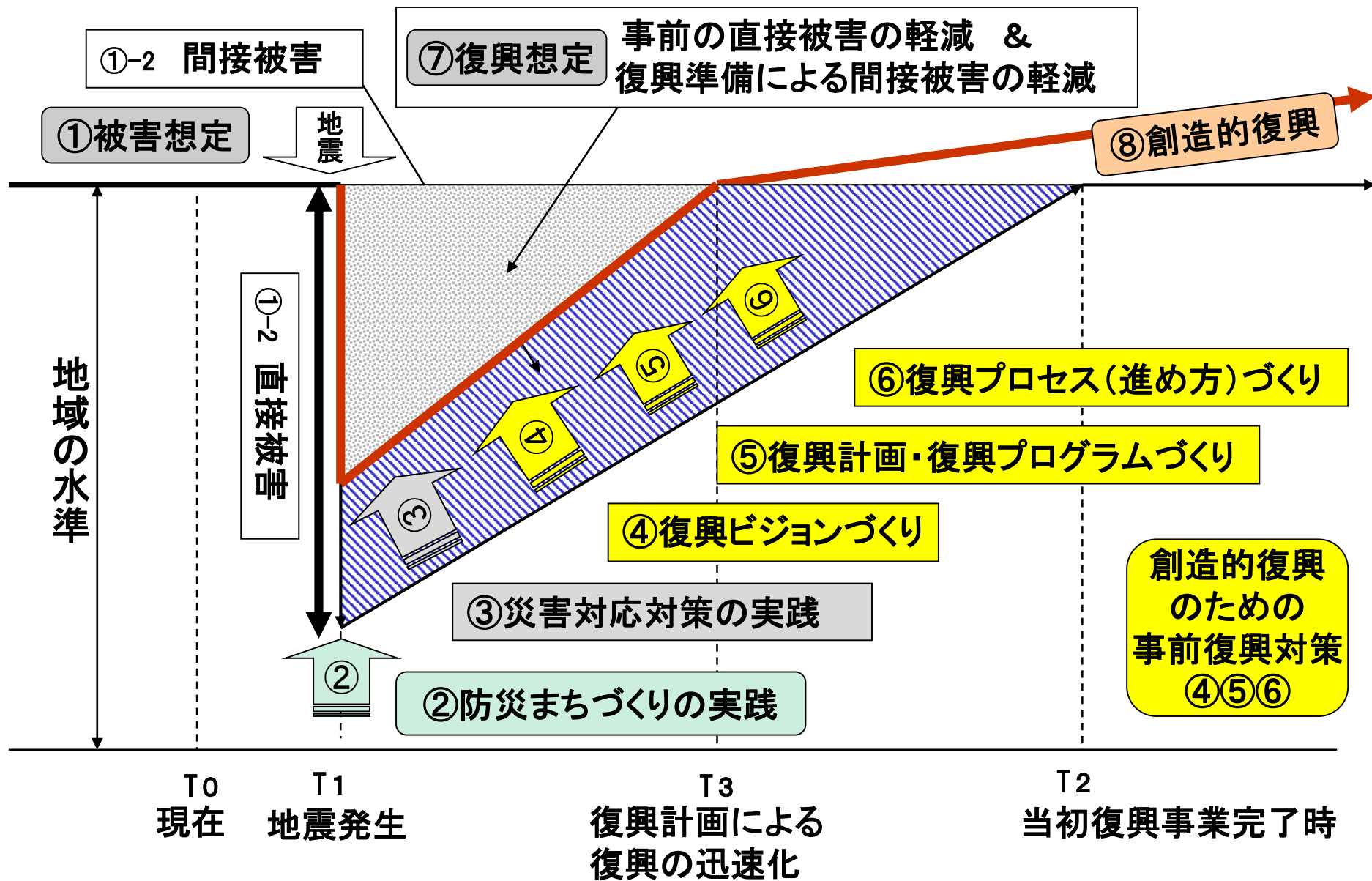
「実施する事前復興」へ

- 東京の事前復興も、25年を経ている。
- 事前復興の大きく展開させねばならない。
- それは、『準備する事前復興』から『実践する事前復興』への展開である。

(例示)	準備する事前復興 (座して待つ事前復興)	実践する事前復興 (立って創る事前復興)
被災地	震災復興マニュアル 都市復興訓練 復興まちづくり訓練	地籍調査の実施 津波から高台へ事前移転 復興方針を書く地区計画
被災者	復興に関する知識の習得 復興訓練への参加	地震保険への加入 被災前に自宅の再建

想定外を生き抜く「事前復興のまちづくり」を





被害想定に基づいて、防災まちづくりを実践し、災害対応、復興対策を準備しておく、と、直接被害とともに間接被害も軽減することが期待できる。

二つの「そうぞう力」を育てよう 「想像力」と「創造力」

Imagination can create more
effective measures.

想像が対策を創造する

ご静聴ありがとうございました。

中林一樹